

新たな名称を「十勝」とする理由

住民アンケート調査の結果、名称の「十勝 がよい」と「とかち がよい」の回答者数はほぼ同数であった。

11月7日開催の十勝町村会臨時総会において、下記2に掲げる「導入要綱」の名称の基準に照らして協議した結果、要件の全てを満たすものとして「十勝」を選定した。

記

1 図柄入りご当地ナンバープレートの対象車

- 18町村に所在のある（使用の本拠を置く）「原動機付き自転車を除く軽二輪以上の車両」（自動車・軽自動車・小型二輪（251CC以上）・軽二輪（126以上250CC以下））
- ただし、軽自動車の事業用・小型二輪・軽二輪は「図柄なし（無地）」のみ

2 国土交通省「導入要綱」における地域名表示の名称の基準

（次に掲げる要件のすべてを満たすものであること）

- ① 行政区域や旧国名等の地理的名称であり、当該地域を表す名称としてふさわしい名称であること。
- ② 読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名表示の名称と類似し、混同を起こすものではないこと。
- ③ ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として、「漢字」とし、文字数は「2文字」までであること。やむを得ない場合であっても、「漢字」又は「平仮名」とし、文字数は最大で「4文字」までであること。

【*参考：全国133ナンバープレート名の状況
「漢字」 1字：2 / 2字：109 / 3字：16 / 4字：2
「平仮名」 3字：4

】